

3. 「世界自閉症啓発デー ポスター・リーフレット」の配布、掲示

厚生労働省において、世界自閉症啓発デーのポスター・リーフレットを作成いたしますので、管内市区町村及び関係機関等への配布、掲示に御協力のほど、よろしくお願い致します。

※1 ポスター等については平成25年2月中旬から下旬に発送予定です。

※2 ポスター等の部数については、管内の発達障害者支援センターや保育所等の福祉関係施設、小学校や特別支援学校等の教育関係施設の数を参考に送付しておりますので、市区町村及び特別支援教育担当課等とも調整の上、広く普及啓発に役立つ観点から配布・掲示していただけますようお願いいたします。

《連絡先》

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域移行・障害児支援室発達障害支援係 久保、仲川

電 話：03-5253-1111（内線3038）

F A X：03-3591-8914

e-mail：nakagawa-masanori@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室発達障害支援係 宛

(E-mail :)

世界自閉症啓発デー関連情報について

都道府県・指定都市名 _____

①広報啓発の取組名 (イベント名)	
②取組(イベント)の内容	
③主催者・共催者等	
④開催場所	
⑤開催日時	
⑥参加者(対象者) 参加(募集)人数	
⑦照会先	電話 : ()

※複数の取組(イベント)を実施される場合には、別々に提出してください。

15 障害者の地域生活への移行等について

(1) グループホーム、ケアホームについて

①ケアホームのグループホームへの一元化について

平成24年6月に成立した障害者総合支援法の施行内容として既に公表しているとおり、グループホームに入居する障害者が高齢化・重度化しても個々の状態に応じて介護サービスを受けられるようにし、介護が必要となった場合にも本人の希望によりグループホームを利用できるよう、平成26年4月からケアホームをグループホームに一元化することとしている。

(運用面の見直しの検討)

一元化後のグループホームにおいては、介護を必要とする者としなない者が利用者として混在することになるため、

- ・利用者全員について必要となる相談等の日常生活上の援助や個別支援計画の作成については、グループホームの従事者が実施し、
- ・利用者ごとに必要性や頻度等が異なる介護サービスについては、外部の居宅介護事業者と連携すること等により、利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う

仕組みとすることで、柔軟で効率的なサービス提供を行うことを可能とする予定である。

一方で、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もあることから、現行のケアホームのように、共同生活住居の提供とこれに伴う日常生活上の援助に加えて、介護サービスを一体的に提供する支援形態についても、事業所の選択により、引き続き、実施できるようにすることとしている。

また、これに併せて、より「一人暮らし」に近い形態で暮らしたいという要望に応えつつ、多様な住まいの場を確保する観点から、共同生活住居との連携を前提として既存のアパート等の一室をそのまま活用することが可能な仕組みを創設することを検討している。

(今後のスケジュール等)

これらの一元化後のグループホームの具体的な基準については、今後、関係当事者の意見も聞きながら、平成26年4月の施行に向けて検討を進めていくことにしており、その検討状況を踏まえつつ、順次お示ししていくので了知願いたい。

②グループホーム、ケアホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホーム、ケアホームを確保することが重要である。

(利用実績と今後の見込量)

グループホーム、ケアホームの利用者数については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成 24 年 10 月時点で 8.0 万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成 17 年度の 3.4 万人から着実に増加してきている。各自治体が定める第 3 期障害福祉計画では、平成 26 年度に全国（福島県を除く）で 9.8 万人がグループホーム、ケアホームを利用することが見込まれており、今後、更に整備を進めていくことが求められているところである。

(助成制度の活用)

このような状況も踏まえ、これまで賃貸物件を改修してグループホーム、ケアホームとして活用する場合の整備費用については障害者自立支援対策臨時特例交付金の対象としてきたが、当該基金の廃止後も、社会福祉施設等施設整備費補助金により引き続き助成することを予定している。各都道府県等におかれては、これらの助成制度も活用しながらその計画的な整備の促進に努められたい。

③グループホーム、ケアホームの体験利用等について

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成 21 年 4 月の報酬改定において、グループホーム、ケアホームの体験入居の仕組みを創設したところである。

(利用実績の推移等)

グループホーム、ケアホームの体験入居の利用状況については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、下表のとおり毎年着実な利用者数の増加が認められるところである。

また、このグループホーム、ケアホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも各都道府県等におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月
グループホーム	156 人	190 人	225 人
ケアホーム	362 人	480 人	762 人
合計	518 人	670 人	987 人

(地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用)

また、平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法の施行に伴い、平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援においても、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象として、日中活動サービスや 1 人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているので、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、積極的な活用を図られたい。

④グループホーム、ケアホームの防火安全対策について

グループホーム、ケアホームの防火安全対策については、これまでも事務連絡や全国会議等の場を通じて、その徹底をお願いしてきたところであるが、2 月 10 日に新潟県新潟市のグループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生したところである。また、2 月 8 日には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでも多数の入居者等が死傷する火災が発生している。

これを受け、各都道府県、指定都市、中核市の障害保健福祉部（局）に対して、2 月 11 日付けで事務連絡（「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」）を发出し、あらためて、管内のグループホーム・ケアホームに①非常災害対策の適切な実施、②地域住民等との連携、③消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置を促すよう、お願いしたところである。

各都道府県等におかれては、このような悲惨な事故が繰り返されないよう、当該事務連絡に基づき、管内のグループホーム・ケアホームの防火安全体制の強化に取り組んでいただくようお願いする。

なお、今後、老健局認知症・虐待防止対策推進室とも連携の上、グループホーム・ケアホームの防火安全体制の実態把握等に関する調査を行う予定であるので、了知願いたい。

(助成制度の活用)

スプリンクラーなど消防用設備の設置義務のあるグループホーム、ケアホームはもとより、規模等により設置義務のないグループホーム、ケアホームについても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金や平成 24 年度補正予算案において 1 年間延長された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の助成対象（※後者についてはスプリンクラー整備のみ）としているので、これらの助成制度を積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金は従前から、社会福祉施設等施設整備費補助金は、平成 25 年度から助成対象にすることを予定しているため、了知の上、管内のグループホーム・ケアホーム事業所や関係団体等に周知されたい。

(2) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」（平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

当該通知については、平成22年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法の施行により、グループホーム、ケアホームの居住に要する費用に対する助成や地域移行支援・地域定着支援が創設されたこと等を受け、その内容の一部を改正し、平成24年5月に改めて各都道府県、指定都市障害保健福祉部（局）長及び住宅主管部（局）長あてに通知したところである。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホーム、ケアホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする

(3) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成21年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っているところである。

(地域生活移行個別支援特別加算の算定実績の推移)

障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算（地域生活移行個別支援特別加算）として評価している。その算定実績をみると、地域生活定着支援センターの設置数の増加に比例して、下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められところであるが、一部に算定実績の全くない府県があるなど地域によってその取組み状況に差が認められるところである。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月
グループホーム	21 人	39 人	71 人
ケアホーム	22 人	56 人	88 人
障害者支援施設※	21 人	27 人	40 人
宿泊型自立訓練	6 人	8 人	31 人
合計	70 人	130 人	230 人

※ 障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

(助成制度の活用)

こうした状況も踏まえ、これまで障害福祉サービス事業所の従事者等に対する研修として、罪を犯した障害者等への理解を深めるための研修の実施に必要な費用等について、障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）で支援してきたところであるが、当該基金の廃止後も、引き続き、地域生活支援事業のメニューとして財政支援を行うことを予定している。

罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であるので、各都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関とも緊密に連携の上、上記助成制度の積極的な活用を努められたい。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

1 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(2) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(3) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、グループホーム又はケアホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(地域移行支援の対象拡大の検討)

平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されたところであるが、この「厚生労働省令で定めるもの」の一つとして、矯正施設を退所する障害者を加えることを検討している。

その具体的な範囲等については、今後、保護観察所や地域生活定着支援センターとの役割分担等も勘案しつつ、平成 26 年 4 月の施行に向けて検討していくので了知願いたい。

(4) 地域相談支援の着実な実施等について

①地域相談支援の提供体制の整備について

平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正により、平成 24 年 4 月 1 日から個別給付である地域移行支援、地域定着支援が創設されたところである。

(利用実績と見込量等)

初年度である平成 24 年度については、各自治体が定める第 3 期障害福祉計画において、それぞれ 1 か月平均で、地域移行支援は 6,290 人、地域定着支援は 7,973 人が利用することが見込まれていたところである。

しかしながら、4 月からの利用実績については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、直近の平成 24 年 10 月でも、地域移行支援が 462 人、地域定着支援が 918 人と計画値に対して極めて低調となっており、都道府県別にみても大きな格差が生じているところである。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の 8 割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

このため、各都道府県、指定都市、中核市（特に見込みよりも利用が進んでいないところ）におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの

地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、必要に応じて自立支援協議会を積極的に活用しながら、今年度の利用実績の分析や課題の整理、その対応方策等を検討するなど、計画的な地域相談支援の提供体制の整備の推進に取り組むよう、よろしくお願いする。

(助成制度の活用)

また、精神障害者に関しては、平成 25 年度も引き続き、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」として、精神科病院の入院患者の約半数を占める高齢入院患者を対象とした退院促進事業やピアサポートの活用等に要する費用について財政支援を行うことを予定しているので、衛生主管部局とも緊密に連携の上、精神障害者の地域生活への移行・定着の推進に努められたい。

(地域相談支援に関する疑義回答)

地域移行支援、地域定着支援の運用等に関して、各都道府県の担当者等から疑義照会が集中している事項について、今般、参考（146頁）のとおり考え方をまとめたので、管内市町村、指定障害福祉サービス事業所及び関係団体等への周知について配慮願いたい。

②みなし指定一般相談支援事業者の指定申請について

平成 24 年度以前に指定を受けていた相談支援事業者は、制度施行の際に地域相談支援を担当する指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなす（以下、「みなし指定一般相談支援事業者」という。）こととされたところであるが、当該指定は平成 25 年 3 月 31 日までの間に指定一般相談支援事業者の指定申請をしないときには、その効力を失うことになる。

このため、各都道府県、指定都市、中核市におかれては、みなし指定一般相談支援事業者の指定申請の状況を適宜把握しつつ、平成 25 年 3 月末日までの間に計画的に指定申請が行われるよう、個々の事業者に申請を促すなどきめ細かな対応をお願いする。

③基金事業等から個別給付（地域移行支援・地域定着支援）への円滑な移行について

障害者が地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするためには、グループホームなど地域における住まいの場を確保するとともに、地域で暮らしている障害者等を支援するための事業を充実させることも重要である。

このような観点から、平成 23 年度まで

- ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金の「障害者を地域で支える体制づくりモデル事業」、
- ・ 地域生活支援事業費補助金の「住宅入居等支援事業（居住サポート

事業)」及び「地域移行のための安心生活支援事業」（以下「基金事業等」という。）

により支援してきた一人暮らしに向けた体験宿泊や一人暮らしの障害者等との常時の連絡体制の確保等に関する事業を、平成 24 年 4 月 1 日から地域移行支援・地域定着支援（以下「地域相談支援」という。）として個別給付化したところである。

これに伴い、これまでこれらの予算事業等により実施してきた事業については、今年度から、地域の体制整備のためのコーディネートなど地域生活支援事業費補助金のメニューとして存続する一部の事業を除き、地域相談支援として実施することが基本となっている。

（事業の安定的な運営が見込まれるまでの支援）

現にこれらの事業を基金事業等により実施している相談支援事業者等については、今後、基金事業等から地域相談支援として実施する事業へ移行することが必要になるが、その移行に際して、職員や利用者の確保など事業の安定的な運営が見込まれるまでの間に一定の期間を要することも考えられる。

このため、各自治体において、地域相談支援への移行を促すに当たっては、今後、一律機械的に基金事業等による支援を打ち切るのではなく、改めて、その運営状況や今後の意向等を確認しながら、必要に応じて、事業の安定的な運営が見込まれるまでの間、地域生活支援事業費補助金により支援するなど円滑な移行に向けたきめ細かな対応をお願いする。

なお、地域生活支援事業費補助金の対象事業から地域相談支援への移行を促進する観点から、平成 25 年度以降は、「地域移行のための安心生活支援事業」で作成を求めている「地域移行推進重点プラン」に、地域相談支援への移行時期など今後の具体的な計画を盛り込むよう、「地域生活支援事業実施要綱」を改正する予定であるので、留意されたい。

地域相談支援に関する Q & A

1. 地域移行支援

問1 体験的な宿泊中に地域相談支援の利用者が居宅介護を利用することは可能か。

(答)

体験宿泊先は「居宅」ではないため、体験宿泊中に居宅介護など訪問系のサービスを利用することはできない。ただし、体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合において、地域相談支援事業者が提供すべき夜間及び深夜の時間帯を通じた見守り等の支援を指定居宅介護事業者等に委託することは差し支えない。

問2 宿泊型自立訓練事業所の空室を活用して体験的な宿泊支援を行った場合であっても、体験宿泊加算の算定対象となるか。

(答)

地域移行支援で提供する体験的な宿泊は、単身での地域生活に向けたものであり、地域生活と同様の環境で実施する必要がある。このため、精神科病院に入院している障害者が同一敷地内に立地している宿泊型自立訓練事業所を体験宿泊先として活用する場合や、その体験宿泊の目的が単に宿泊型自立訓練の体験的な利用である場合には、地域移行支援の体験宿泊加算は算定できない。

一方、地域生活の体験の場として、利用者が入院する精神科病院の敷地外に立地している宿泊型自立訓練事業所を利用する場合であって、その環境が地域生活と同様であると認められる場合には、地域移行支援の体験宿泊加算の算定対象として差し支えない。

なお、当該取扱は障害者支援施設等に入所している障害者の体験宿泊加算の場合も同様である。

問3 例えば、地域移行支援の利用者が他市への転居を希望する場合に、住居確保など地域移行支援の業務の一部を転居希望先の相談支援事業所に委託することは可能か。

(答)

地域移行支援は、障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援を除き、他の相談支援事業所への業務委託は認められないものである。

問4 地域相談支援給付決定障害者が、退院又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、「退院・退所月加算」の算定対象外となっているが、ここでいう「他の社会福祉施設等」は、具体的には何を指すか。

(答)

社会福祉法第62条第1項に規定する「社会福祉施設」のほか、介護保険施設、病院、診療所、宿泊型自立訓練事業所を想定している。

2. 地域定着支援

問5 地域相談支援給付決定障害者が支給決定期間中に1ヶ月間入院していた場合、その月も地域定着支援サービス費を算定することはできるか。

(答)

利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していれば、利用者が入院している間も、地域定着支援サービス費の算定は可能である。ただし、入院期間の長期化が見込まれる場合にはその支給の必要性について改めて判断する必要がある。なお、入院中であっても、指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の入院先への訪問等を行い、利用者の状況を把握すること。

問6 例えば、短期入所サービスの支給決定を受けている利用者からの要請により、地域相談支援事業者が利用者の居宅を訪問し、状況を確認した上で、その後の支援を短期入所事業所につないだ場合であっても、緊急時支援費を算定できるか。

(答)

算定できる。ただし、一時的な滞在による支援は行わないため、緊急時支援費を算定できるのは利用者の居宅を訪問した日に限る。

問7 緊急時支援費はどのような場合に算定できるか。

(答)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態が発生した際、訪問により支援を行った場合、又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。一時的な滞在による支援を行った場合には、宿泊日及び退所日のいずれの日も算定が可能である（一泊二日の場合は700単位×2日）。

なお、緊急時支援を行った場合には、できる限り速やかにその状況を市町村に連絡することが望ましい。

3. 地域移行支援・地域定着支援

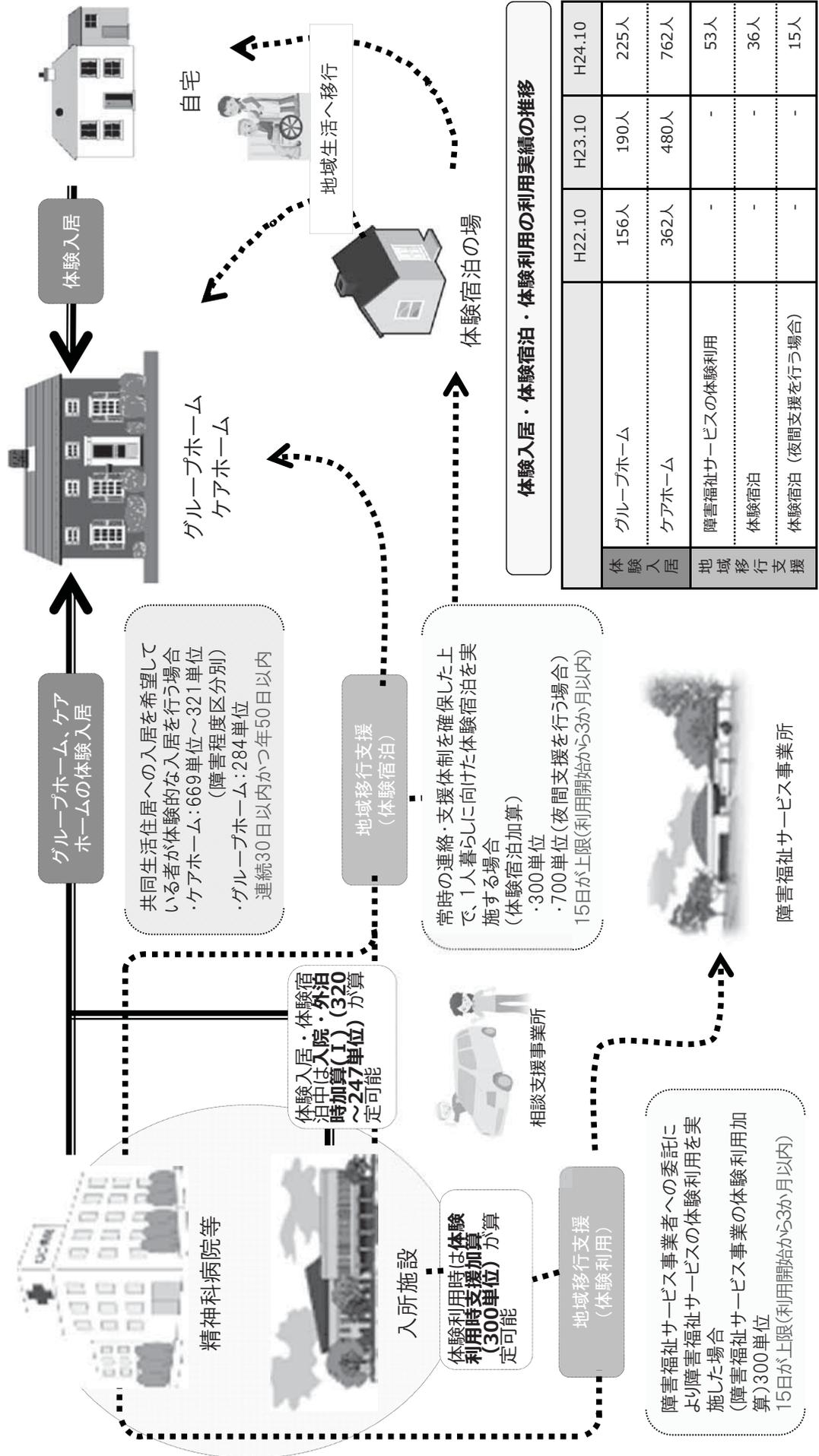
問8 地域移行支援サービス費と地域定着支援サービス費を同月に算定することはできるか。

(答)

地域移行支援サービス費及び地域定着支援サービス費それぞれの算定要件を満たせば、同月に算定することは可能である。

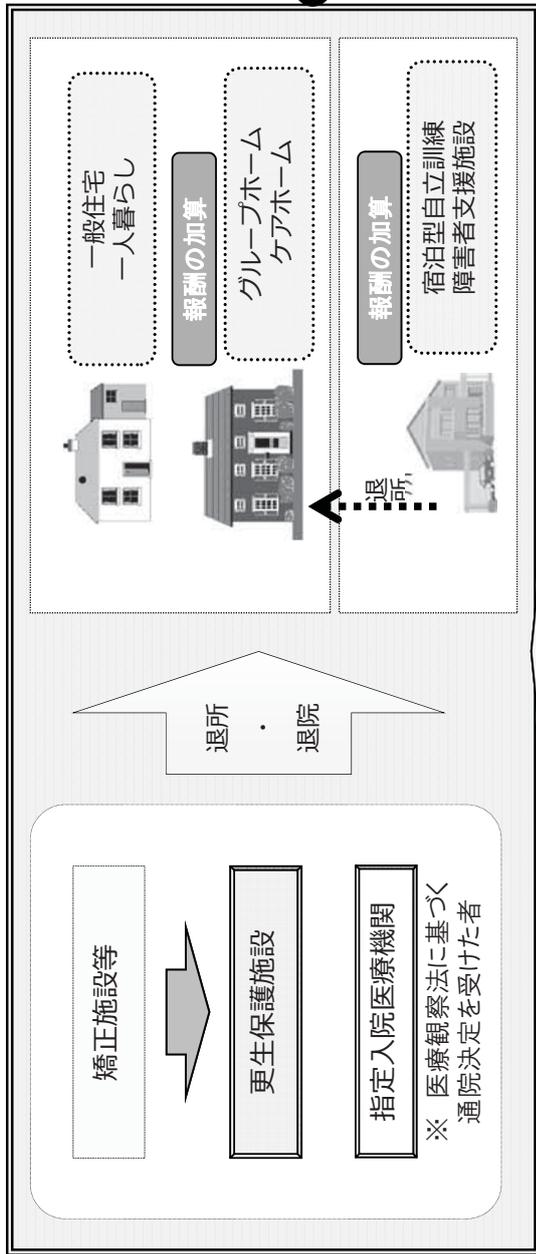
施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、**入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。**また、グループホーム等の体験入居については、**家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。**



矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、グループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、支援を行った場合には、報酬上の加算（「地域生活移行個別支援特別加算」）で評価している。また、都道府県が実施する罪を犯した障害者等の特性や支援方法など障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性の強化を図るための研修等の開催を地域生活支援事業により支援。



報酬の加算
(地域生活個別支援特別加算)

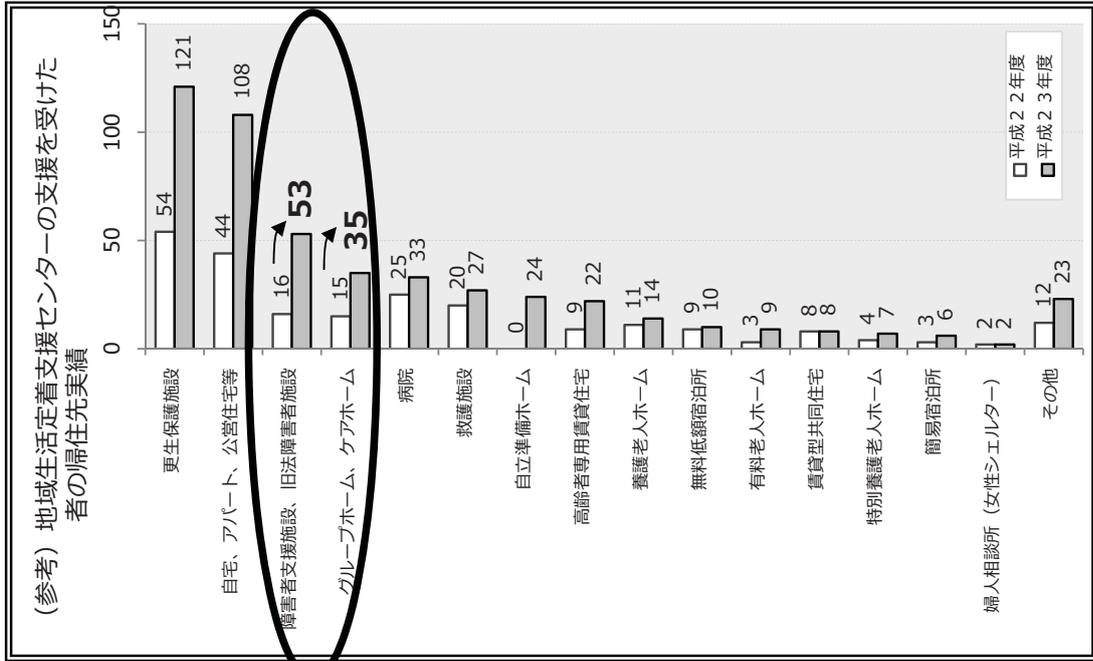
矯正施設等を退所した者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算を算定(加算単価)

ア 障害者支援施設
 i 12単位/日 (体制加算)
 ii 306単位/日 (個人加算)
 イ 障害者支援施設以外
 670単位/日 (個人加算)

地域生活支援事業
(矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業)

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的に実施する以下の事業を支援

- 研修事業・・・障害福祉サービスの事業所等の職員等向けの研修の実施
- 普及啓発事業・・・広報その他の啓発活動
- 受入促進事業・・・求人、体制確保など事業所の取組への支援

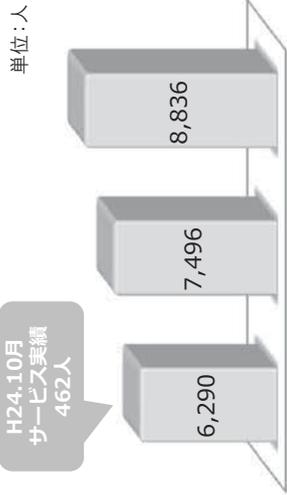


地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

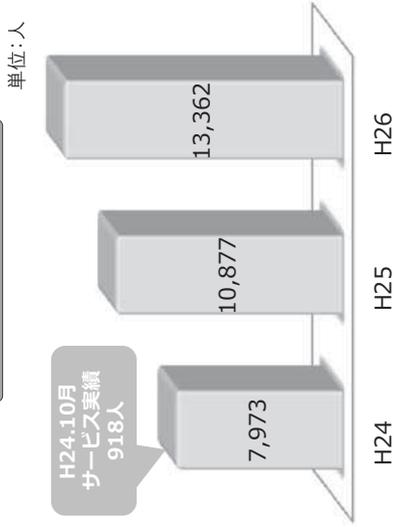
◆ 第3期障害福祉計画における見込量

※ 福島県を除く。

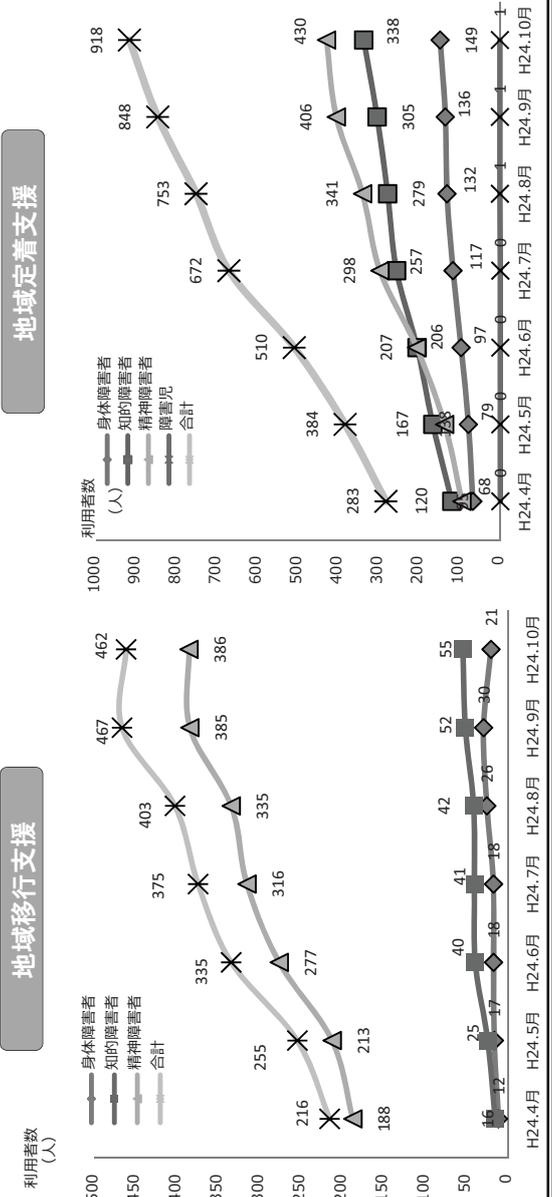
地域移行支援



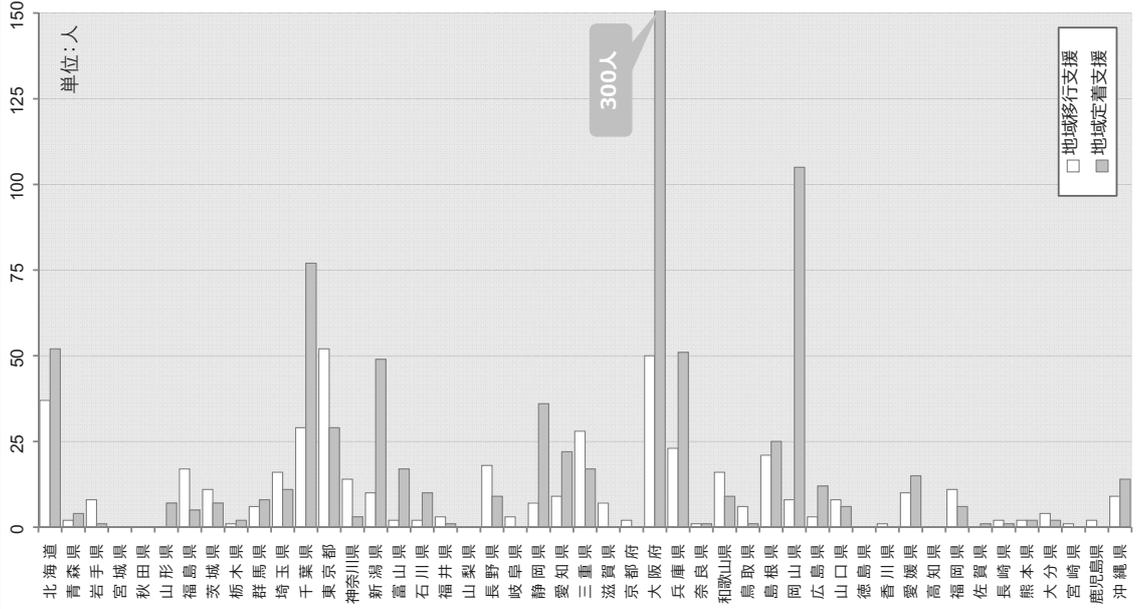
地域定着支援



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～H24.10)



◆ 都道府県別利用者数 (H24.10)



16 相談支援の充実等について

(1) 計画相談支援の対象者に係る経過的な取扱いについて

サービス等利用計画については、平成27年4月からは障害福祉サービス等の全ての支給決定に先立ち作成することとされており、それまでの間は、相談支援の提供体制を考慮する観点から、段階的に対象を拡大する取扱いとしている。

平成24年4月以降の計画相談支援の利用実績では、利用者数は増加傾向にあるものの地域差が見られ、また、各自治体において策定された第3期障害福祉計画の見込値との比較では乖離が生じている状況となっている。

(関連資料1(158頁))

(※) 第3期障害福祉計画(計画相談支援)における各月の平均利用者数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
68,302人	123,272人	188,616人

(注) 福島県を除く

(※) 計画相談支援の利用実績(国保連データ)

H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10
4,611人	5,389人	7,166人	9,217人	10,362人	12,578人	15,197人

各地域において、今後の相談支援の提供体制について検討を進めるためには、平成24年10月に開催した障害保健福祉関係主管課長会議でも述べたとおり、自立支援協議会等の場を利用して現状や課題を共有しつつ、

- ① 市町村においては、年次計画や個別の対象者の選定方法等を定めた上で、より精緻な計画相談支援の利用者数を推計すること
 - ② 都道府県においては、管内市町村の推計結果やニーズ等を基に、相談支援専門員の養成方法等を含めた実行計画(アクションプラン)を作成するとともに、実績を踏まえた更なる取組の追加・見直しを行うこと
- 等が非常に重要となってくる。

このような取組を通じて、各都道府県及び市町村においても、

- ① これまでに養成された相談支援専門員の人数等を勘案した上で、新規に養成すべき相談支援専門員の増員の必要性が判断できるようになる
- ② 地域の実情を勘案した上で、地域内において必要となる特定相談支援事業所の新規指定の必要性について検討することが可能になる
- ③ 管内の事業者に対して計画相談支援の利用者の推計値を示すことにより、事業者自身においても、必要な職員数や収入見込みなど、計画相談支援の実施に関する事業計画が立てやすくなる

などの効果が期待されるところである。

都道府県においては、以上の点を踏まえつつ、管内市町村における計画相談支援の進捗状況を確認するとともに、第3期障害福祉計画から遅れが生じている市町村に対しては、その要因の把握や改善に向けた必要な指導や助言等をお願いする。

また、相談支援の提供体制を構築するに当たっては、相談支援専門員の養成や確保が非常に重要となってくるが、都道府県地域生活支援事業において実施されている相談支援従事者研修（初任者研修）の修了者と、既に相談支援専門員として事業所で従事している者の数には大きな乖離がある。

（※）指定相談支援事業所で業務に従事する相談支援専門員数

■5,601人（平成23年4月現在（被災3県を除く））

（※）平成18年度～22年度までの間の相談支援従事者研修修了者数

■初任者研修修了者：45,207人（平成22年度は被災3県を除く）

■現任研修修了者：6,970人（平成22年度は被災3県を除く）

今後、計画相談支援の対象者拡大を踏まえ、これまで以上に相談支援従事者研修の受講希望者の増加が見込まれるところである。

研修実施主体である都道府県においては、研修修了後における相談支援専門員としての勤務予定等を勘案して受講者を選定していると思われるが、さらに、研修修了後の勤務先を報告させること等により、研修修了者が相談支援専門員の業務に従事する割合を増やすよう取組を進められたい。

また、市町村からの推薦を研修受講の条件にしたり、研修修了者名簿を市町村に提供することを受講条件にしたりするなどの取組を行っている都道府県もあるので、参考にされたい。

なお、相談支援従事者研修については、平成23年度から、

- ① 相談支援体制の整備を図るため、研修の実施主体を都道府県に加えて、都道府県知事が指定する研修事業者までの拡大や
 - ② 専門コース別研修を研修体系に追加
- 等を行うことにより、相談支援の提供体制の整備と質の確保に向けた取組が可能となっているところであり、積極的に取り組まれたい。

（2）基幹相談支援センターの設置促進について

前述のとおり、今後は、新たに相談支援事業に従事する職員の増加が見込まれるところであるが、量の確保にとどまることなく、地域における相談支援の質を確保していくことが重要となってくる。

そのためには、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置することにより、各指定特定相談支援事業所に対する技術的な指導・助言、研修会や事例検討会を実施するなどの対応が望まれるところである。

別添資料として、厚生労働省において把握している範囲で、基幹相談支援

センターとして運営している事例の中でも好事例と考えられるものを掲載するので、これらの取組等を参考にしつつ、管内市町村に対して基幹相談支援センターの設置について指導・助言をお願いする。

(関連資料2 (159頁))

なお、障害者総合支援法においては、基幹相談支援センターの設置者は、事業を効果的に実施するため、地域の事業者、民生委員、身体障害者相談員や知的障害者相談員等の関係者との連携に努めなければならないことが新たに規定されたところであり、設置・運営に当たっては、障害者やその家族等からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談支援体制の整備にも努めていただきたい。

(3) 自立支援協議会の見直しについて

自立支援協議会については、障害者自立支援法において、「関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの」とされており、その設置の促進や運営の活性化を図るため、平成22年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法において法定化されている。

また、平成25年4月に施行される障害者総合支援法において

- ① 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画が明確化されたこと
- ② 協議会の設置を各都道府県及び市町村の任意設置から努力義務とされたこと

等の改正が行われたことを踏まえ、今後の体制整備等についてお願いする。

なお、地域における障害者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくという協議会の従来からの役割には変更はない。

設置運営の責任主体である都道府県及び市町村においては、協議会の場で明らかになった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源も含めた地域における障害者等の支援体制の整備について、引き続き努めていただきたい。

(4) 平成25年度における国研修の開催予定について

平成25年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、受講者要件を本年度(平成24年度)から変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、御協力をお願いする。

相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 25 年 6 月 19 日（水）～21 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

サービス管理責任者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 25 年 9 月 25 日（水）～27 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

（５）成年後見制度の利用促進について

最高裁判所が公表している「成年後見関係事件の概況（平成 23 年 1 月～12 月）」によると、成年後見制度の申立件数は年々増加傾向にある一方、親族による後見が減少傾向にある。

そのような中で、必要な対応を図っていくためには、第三者後見人等の受け皿確保が必要であるが、専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の数も限られており、市民後見や法人後見の充実を図っていく必要がある。

また、成年後見制度を活用するに当たって、成年後見制度の活用が有用と考えられる障害者には若年層が多く、認知症高齢者等と比べて社会参加等の機会も多く見込まれることから、生活支援のための関係調整も多岐にわたり、事務を組織的に行うことが必要となる場合が多くなると見込まれる。

障害者の成年後見制度の利用に関して、専門職後見人を除く第三者後見人の養成については、これまでは当省老健局において予算措置がされている「市民後見推進事業」による市民後見の活用を進めてきたところであるが、今般、それに加えて、法人後見の活動の支援をする「成年後見制度法人後見支援事業」を障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業として追加することとしたところである。

（※）成年後見制度法人後見支援事業 事業内容（案）

① 法人後見実施のための研修

ア．研修対象者

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ．研修内容等

各地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

- ② 法人後見の活用を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ア. 法人後見の活用等のための地域の実態把握
 - イ. 法人後見推進のための検討会等の実施
- ③ 法人後見の適正な活動のための支援
 - ア. 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
- ④ その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の推進に関する事業

また、地域の実情によっては、複数の市町村が連携し広域的に実施することが望ましい場合も想定されることから、各都道府県においては、管内市町村の状況を把握するとともに、必要に応じて広域的な研修の開催等に必要な指導や調整等にも努められたい。

なお、平成 24 年度から市町村及び都道府県地域生活支援事業の任意事業である「成年後見制度普及啓発等事業」については、

- ① 成年後見制度利用促進のための普及啓発
- ② 法人後見立ち上げ支援

を事業内容としていたが、「②法人後見立ち上げ支援」を上記の「成年後見制度法人後見支援事業」への組み替えを行う予定としているので御留意願いたい。

(6) 身体・知的障害者相談員について

身体・知的障害者相談員については、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、市町村が行う障害者等へのピアカウンセリングの実施や、相談支援事業者による計画相談支援、地域移行支援・地域定着支援を提供するに当たって、当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなど、その役割は今後一層期待されるところである。

平成 24 年 10 月に開催した障害保健福祉関係主管課長会議でもお示ししたとおり、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたところである。

各都道府県におかれては、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合には都道府県自ら委託するなど、適切に対応していただくとともに、管内市町村に対し、身体・知的障害者相談員による相談援助の充実が図られるよう必要な助言を行うなど、特段の御配慮をお願いする。

また、平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法及び身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の一部改正においても、相談支援の連携体制の整備を

図る観点から、

- ① 基幹相談支援センターの設置者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体・知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならないこと
- ② 身体・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないこと

といった規定が盛り込まれたところであり、地域生活支援事業費補助金により各都道府県が実施している「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」における研修会の機会を活用するなどして、相談支援の連携体制の整備に努めていただきたい。